

# 兵庫県立小野工業高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立小野工業高等学校  
定 時 制 課 程

## 1 学校の方針

生命や人権を尊重し、互いを認め合う心や責任感など、確固たる倫理観を養うとともに、苦難を克服し、たくましく生きる力や自立して未来に挑戦する態度を身につけさせる。あわせて地域から認められる「魅力ある学校づくり」を目指す。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け、関係機関との連携を密にし、指導体制を整備する。いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切、速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 基本的な考え方

近年、定時制課程においては勤労青少年に加え、不登校経験者、特別な支援が必要な生徒、外国籍の生徒、学び直ちにチャレンジする生徒等、入学の目的が多様化している。そうした中で平素より教職員が生徒一人ひとりに積極的に声をかけ、行動を注意深く観察し、家庭や関係機関との連携を図るとともに教職員間で情報を共有し、生徒理解を深めていく。

またいじめ問題には、学校全体で組織的な取組みを進める必要がある。「いじめが起こらない学校づくり」のため、すべての教職員のいじめ対応能力の向上をはかりつつ、以下の指導体制を構築し取り組んでいく。

## 3 いじめ防止等の指導体制等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、管理職を含む複数の教職員と心理カウンセリング等の専門的な知識を有する関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織と連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知していじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取組みの方針・いじめの防止のための取組・早期発見の在り方・いじめへの対応等、教職員の資質能力向上を図る校内研修など年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめ解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合は、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的な知識を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検する。さらにいじめ防止に向けた取組等を学校評価の項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、生徒・保護者・地域の声に耳を傾けながら、必要に応じて改善するよう努める。

H26.4.1

改h27.4.1

改h28.4.1

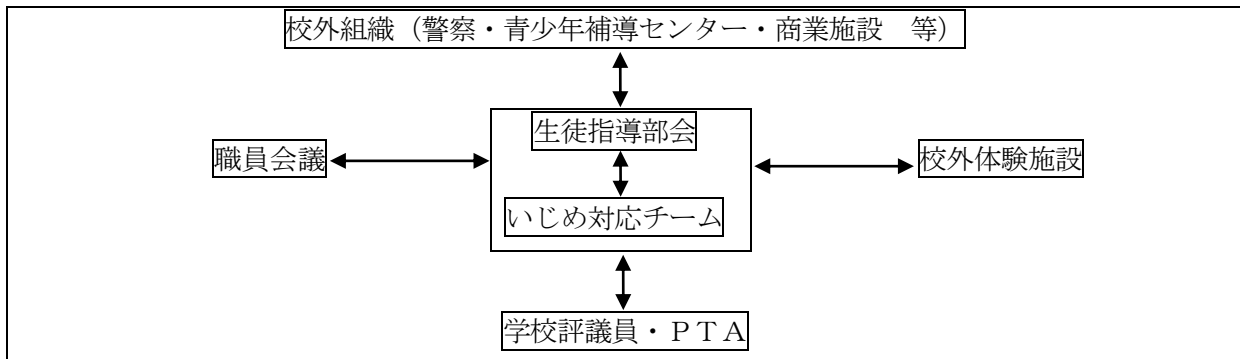
改h29.4.1

別紙1

校内指導体制及び関係機関(定)

1 校内指導体制

- ・「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。
- ・いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した「いじめ対応チーム」を設置する。
- ・特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、職員全体で共通理解を図り、情報を共有し、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- ・生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証や評価を定期的に行う。
- ・「いじめ対応チーム」の構成員は、校長・教頭・生徒指導部長・科長・養護教諭・各担任・各副担任・キャンパスカウンセラーとする。



2 関係機関

機関名	部署名 等	住所	電話番号
(警察関係 等) 小野警察署 加東警察署 加西警察署 三木警察署 加古川警察署 西脇警察署 小野市青少年センター 小野市立保健センター 三木市青少年センター	生活安全課 生活安全課 生活安全課 生活安全課 生活安全課 生活安全課	小野市中島町535番地の1 加東市社1075-2 加西市北条町東高室873-7 三木市加佐238 加古川市平岡町新在家字鶴池内1224-13 西脇市郷瀬町666	0794-64-0110 0795-42-0110 0790-42-0110 0794-82-0110 079-427-0110 0795-22-0110
(相談機関 等) 兵庫教育大学 キャンパスカウンセラー ONOひまわりホットライン 児童虐待24時間ホットライン ひよごっ子悩み相談 24時間ホットライン いのちの電話(24時間)	竹西亜古教授 龍門ヒサノ	加東市下久米942-1	0795-44-2112 0794-62-4110 078-921-9119 0120-783-111 0120-738-556
(体験施設 等) 小野市役所 同上 同上 小野市社会福祉協議会 神和保育園 あゆみの会	地域振興部 ヒューマングループ 福祉事務所子育て支援課 ボランティアコーディネータ 園長稲岡ひとみ 副施設長大西博之	小野市王子町806-1 同上 同上 同上 三木市加佐八幡本176 神戸市西区神出町宝勢字辻堂西858-1	0794-63-1929 0794-63-4311 0794-63-1645 0794-63-2575 0794-82-7369 078-965-2360

## 別紙2

### いじめ早期発見のためのチェックリスト(定)

#### 教室

- 1 靴箱の靴が乱雑に入れてある。または、スリッパがなくなっている。
- 2 机などに落書きがある。
- 3 ゴミが教室のある場所に散乱している。
- 4 他の生徒の机と机の間隔とは大きく違って、特定の生徒だけの机の間隔が他の生徒と開いている。

#### 集団

- 5 グループ分けをすると特定の生徒だけが残ってしまう。
- 6 班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
- 7 些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある。
- 8 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- 9 クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔色をうかがっている生徒がいる。
- 10 授業中に、特定の生徒に消しゴム等を投げている。

#### いじめられている生徒

- 11 休み時間は教室に常にひとりで座っており、給食も一人で食べていることが多い。
- 12 一人であることが多い。
- 13 遅刻・欠席・早退が多くなっている。
- 14 体調不良を訴えて職員室へ行きたがる。
- 15 他の生徒からの、悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- 16 いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
- 17 いじめアンケートの記述欄にまったく書かない。
- 18 教職員の近くにいたり、話しかけたまま離れようとしめない。
- 19 持ち物や机に落書きをされる。
- 20 靴箱のくつ（体育館シューズ等）を違う靴箱に入れられたり、隠される。
- 21 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- 22 飲食物などを無断で食べられたり飲まれたり、捨てられたりする。
- 23 発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。
- 24 ひとりだけで他の生徒が嫌がる仕事(掃除等)をしていたり、押し付けられたりしている。
- 25 服にクツ跡がついていたり、ボタンがとれていたり、ポケットが破れていたりする。
- 26 手足に傷やあざがある。
- 27 毎日、必要以上のお金を持ってくる。
- 28 部活動を休みがちになり、やめると言い出す。
- 29 他の生徒の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。
- 30 ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。

#### いじめている生徒

- 31 教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える。
- 32 教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ってしまう。
- 33 グループで常に行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする。
- 34 特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。
- 35 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を使う。

年間指導計画(定)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
		事故発生時、緊急対応会議の開催(事案発生時には、いじめ対応チームによる緊急対応会議の開催で対応する)					
職員・研修等 委員会		生徒指導部会(いじめ対応チーム) 年間指導計画立案 職員研修会※1	生徒指導部会(いじめ対応チーム) PTA総会にて保護者向け啓発活動※3	生徒指導部会(いじめ対応チーム) カウンセリングマインド研修会※4	生徒指導部会(いじめ対応チーム)	生徒指導部会(いじめ対応チーム) 教育研修会(救急救命法)	生徒指導部会(いじめ対応チーム) 職員研修会
	未然防止へ向けた取組	校門あいさつ運動(毎日) 生徒指導部長講話全校集会 1年生オリエンテーション いじめの未然防止に関する職員研修会	校門あいさつ運動(毎日) 生徒指導部長講話全校集会	校門あいさつ運動(毎日) 生徒指導部長講話全校集会 人権ホームルーム 通学路を含む地域清掃美化活動	校門あいさつ運動(毎日) 生徒指導部長講話全校集会 生活体験発表会 命の教育(避難訓練) 学校評議員会	わいわい小学生工作教室 職員・生徒合同奉仕活動(ワックスがけ)	校門あいさつ運動(毎日) 生徒指導部長講話全校集会 人権教育DVD観賞
早期発見へ向けた取組		教育相談 体験カウンセリング※5 中学校訪問による情報の共有 個別面談(生徒) 職員声掛け運動(毎日)	教育相談 体験カウンセリング※5 職員声掛け運動(毎日)	教育相談 体験カウンセリング※5 学校生活アンケート※2 職員声掛け運動(毎日)	個別・三者面談(保護者) 職員声掛け運動(毎日)	個別・三者面談(保護者) 職員声掛け運動(毎日)	教育相談 体験カウンセリング※5 個別面談(生徒) 職員声掛け運動(毎日)
	未然防止へ向けた取組	校門あいさつ運動(毎日) 生徒指導部長講話全校集会 人権ホームルーム 通学路を含む地域清掃美化活動	校門あいさつ運動(毎日) 生徒指導部長講話全校集会 健康教育講演会	校門あいさつ運動(毎日) 生徒指導部長講話全校集会 人権教育講演会 サイバー犯罪(ネットいじめを含む)防止教室 学校評議員会	校門あいさつ運動(毎日) 生徒指導部長講話全校集会 命の教育(防災講演会)	校門あいさつ運動(毎日) 生徒指導部長講話全校集会 薬物乱用防止教室 通学路を含む地域清掃美化活動	校門あいさつ運動(毎日) 生徒指導部長講話全校集会 人権教育DVD観賞 交通安全教室 学校関係者評価
職員・研修等 委員会		生徒指導部会(いじめ対応チーム)	生徒指導部会(いじめ対応チーム) カウンセリングマインド研修会※4	生徒指導部会(いじめ対応チーム)	生徒指導部会(いじめ対応チーム) 職員研修会	生徒指導部会(いじめ対応チーム)	生徒指導部会(いじめ対応チーム) 今年度の反省と次年度の課題
	早期発見へ向けた取組	教育相談 体験カウンセリング※5 職員声掛け運動(毎日)	教育相談 体験カウンセリング※5 学校生活アンケート※2 職員声掛け運動(毎日)	教育相談 体験カウンセリング※5 個別・三者面談(保護者) 職員声掛け運動(毎日)	教育相談 体験カウンセリング※5 職員声掛け運動(毎日)	教育相談 体験カウンセリング※5 学校生活アンケート※2 職員声掛け運動(毎日)	個別・三者面談(保護者) 職員声掛け運動(毎日)

※1 職員研修会: いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

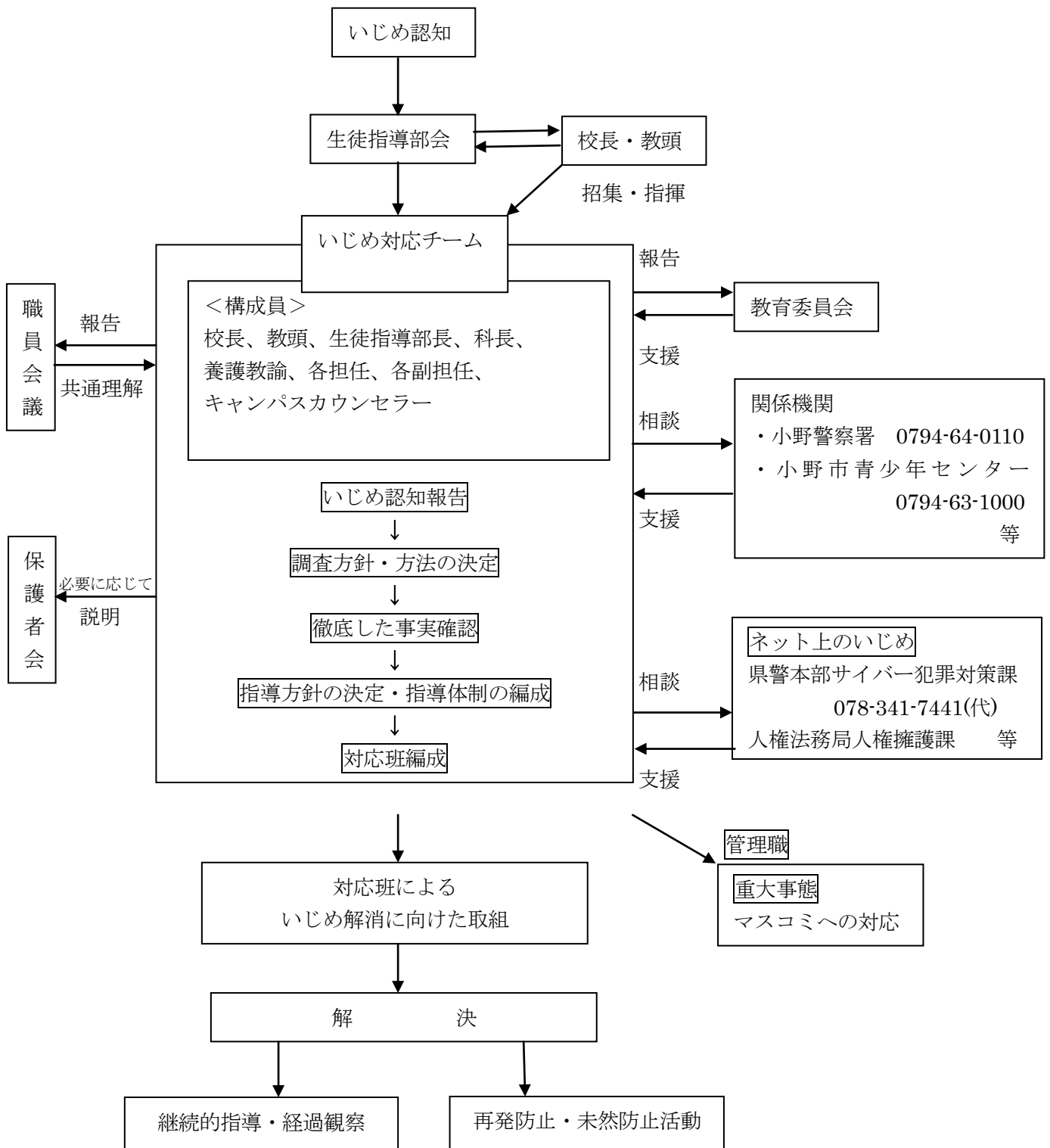
※2 学校生活アンケート: いじめの実態を把握するためのもので、原則として学期に1回実施する。

※3 保護者会における保護者向け啓発活動: 学校の指導方針を保護者へ周知する。

※4 カウンセリングマインド研修会: 外部講師を招いての研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。

※5 教育相談 体験カウンセリング: 1年生は全員、2~4年生は希望者に実施する。

緊急時の組織的対応(定)



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
  - ・いじめを発見した時は、ただちに加害者・被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
  - ・必要に応じて、全校アンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。